

佐賀県告示第九十号

佐賀県財務規則第三十二条に規定する細節の指定（平成四年佐賀県告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古 川 康

歳出予算の細節の表中「武力攻撃災害等派遣手当」を

「武力攻撃災害等派遣手当
特定任期付職員業績手当」に改める。

○任期付研究員業績手当」